

第4章 計画の推進

- 1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働
- 2 総合的な推進体制
- 3 進行管理
- 4 指標・目標値一覧表

1 | 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

朝霞市男女平等推進条例には、男女平等社会実現のために、市、市民、事業者がなすべき責務が明記されています。本計画の推進においても、市、市民、事業者それぞれが次のような役割を担い、なおかつお互いに連携・協働しながら計画の推進にあたることとします。

1 市の役割

- 市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。
- 市民一人ひとりが性別等の違いにとらわれることなく、その意欲と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるような意識啓発及び社会環境の整備に努めます。
- 市役所から率先してジェンダー*平等意識の向上を促し、性別に関わらず誰もが平等な職場環境を目指します。また、女性の職員が力を十分に発揮できるための職場環境の充実とワーク・ライフ・バランス*を積極的に推進します。
 - －「朝霞市庁内男女平等推進指針*」の推進
 - －「朝霞市特定事業主行動計画」の推進
- 市民意識調査や事業所アンケート等の各種調査を定期的を実施し、男女平等推進に関する市民の意識や市内事業所の実態把握に努めます。
- 国、県及び他の市町村と十分な連携を図ります。また、男女平等に関する施策の効果的な推進や市民等のエンパワーメント*のために、市民や事業者等と積極的に協働するものとします。

2 市民の役割

- 市民一人ひとりが性別による固定的な役割分業意識*を見直し、お互いの人権を尊重し、家庭生活や職場、学校、地域活動等において共に参画し、責任を分かち合います。
- 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に積極的に協力し、本計画の円滑な推進に寄与するものとします。
- 一人ひとりの多様な生き方を理解し、尊重するように努めます。また、家庭生活や職場、学校、地域活動等の様々な場面におけるハラスメント行為の根絶に努めます。

3 事業者の役割

- 事業者は、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めます。
- 労働者が、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めます。
- 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めます。

2 | 総合的な推進体制

めざす姿「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や各関連機関との連携のもとに本計画を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

本市は、次のような体制のもと、本計画の着実な推進を図ります。

1 朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）*

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として位置付け、その機能やあり方については市民のニーズや社会情勢などをふまえ、適宜検討を行います。

男女平等に関する情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

なお、総務部人権庶務課は男女平等に関する施策を推進するとともに、女性センター（それいゆぷらざ）の運営及び下記の各種会議の事務局としての機能を担当します。

2 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、庁内関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

3 朝霞市男女平等推進審議会*

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

4 朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議*

DV*等の防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策及び困難な問題を抱える女性への支援について、関係する機関が連携し、総合的に推進します。

5 朝霞市男女平等苦情処理委員*

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

3

進行管理

1 進捗状況の把握と事業評価 [毎年度]

- 各担当課において事業の進捗状況を把握し、内部評価を行います。
- 朝霞市男女平等推進条例（以下、条例という）第 11 条に基づき、朝霞市男女平等推進審議会*の意見を聴いた上で、市の事業を評価します。

2 年次報告書の作成と公表 [毎年度]

- 条例第 14 条に基づき、市は男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、公表します。

3 調査研究と計画の見直し [5年毎もしくは必要に応じて]

- 条例第 12 条に基づき、市民意識調査や事業所アンケートをはじめとする各種調査を実施して、男女平等施策推進のための現況と課題を把握します。
- 基本計画における指標の数値目標の達成状況を把握します。
- 施策の推進状況や数値目標の達成度、男女平等社会実現に向けての現況と課題を踏まえて、施策の内容を見直し、指標（数値目標）をあらためて設定し、次期計画を策定します。

4

指標・目標値一覧表

基本施策	施策の方向	指標	当初値 (R7)	目標値 (R17)	評価資料
1 ジェンダー* 平等の推進	1-1 男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
	1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
2 パートナー や身近な人 からの暴力 の根絶	2-1 DV*等の防止に関わる意識の啓発	DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	31.7%	50%	市民意識調査
	2-2 DV被害者等の相談体制の充実	市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
	2-3 関係機関等との連携強化	DV対策等関係機関ネットワーク会議*の実施回数	1回	適切な運営	朝霞市男女平等推進 年次報告書
3 様々な困難 を抱える女 性に対する 支援の充実	3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」とする女子の割合	小学生7.7% 中学生7.3% 高校生7.7%	0%	小学生・中学生・ 高校生意識調査
	3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談*を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
4 女性のエン パワーメン ト*の推進	4-1 女性の就業生活における活躍の推進	仕事に就く上で困っていることのうち、勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
	4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所 アンケート
	4-3 ワーク・ライフ・バランス*の推進	仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	30.8%	50%	市民意識調査
5 経済分野や 政策・方針 決定過程に おける男女 共同参画の 推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
		女性委員登用率が30%以上となっている市の審議会等の割合	53.2%	70%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
	5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
6 多様な生き 方の尊重と 理解促進	6-1 SOGIE*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進	SOGIE（性的指向・性自認・性表現）という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査

「困っていることは特にない」が7割 - 声なき声に耳をすます

「困っていること、悩んでいることはありますか」と聞かれたとき、多くの人が「特にない」と答えるのは珍しいことではありません。朝霞市の市民意識調査では、「困っていること、悩んでいること」について「特にない」が68.9%と、約7割を占めました（出典：令和6年度実施 朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書）。この数字は、暮らしが安定している人が多い、という明るい見方もできます。ただ一方で、相談の現場に目を向けると、「特にない」は必ずしも「困りごとが存在しない」と同じ意味ではありません。困りごとは、はっきり言葉にできないまま続くことがありますし、「これくらいで相談していいのだろうか」「説明が難しい」「迷惑をかけたくない」といった気持ちから、表に出にくいこともあります。実際、同じ設問の中には少数ながら、「生活に必要なお金に困ることがある」6.9%、「身近な人からの心ない言動で心を傷つけられている」5.6%といった回答も見られます。割合としては少なく見えても、放っておくと生活や心身の不調につながりやすい大切なサインです（出典：令和6年度実施 朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書）。

朝霞市は、令和8(2026)年度からの「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」で、DV等への対応や、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実など、安心して暮らせる環境づくりを進める方針を示しています。相談窓口は「深刻になってから行く場所」だけでなく、「うまく言えないけれど気になる」「どこに聞けばよいか分からない」という段階でも、気軽につながる“入口”であることが大切です。

「特にない」が多いことは安心材料である一方、困り事を抱えている人が見えにくくなっている可能性も考えられます。必要なときに、ためらわず相談できる。そんな地域の“安全網”を整えていくことが、日々の暮らしの安心につながっていくのではないのでしょうか。

